

ふれあいいいききサロン助成事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、半田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が半田市内で高齢者、子ども、障がい者など全ての地域の方がどなたでも気軽に集まれる「ふれあいいいききサロン（以下「サロン」という。）」を開催し、介護予防、認知症予防、仲間づくり等のきっかけとなる地域の居場所づくりを行うボランティア団体等への支援と、地域福祉活動の活性をはかることを目的とする。

(事業実施期間)

第2条 本事業の実施期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(対象団体)

第3条 助成金の交付対象は、半田市内で活動する次の団体とする。

- (1) 福祉団体
- (2) ボランティアグループ
- (3) NPO 法人
- (4) その他会長が認めるもの

(対象条件)

第4条 助成を受ける団体は活動の中で利用者等の課題に気づき、つなぐ役割を担うことを条件とする。

2 その役割を担うため、本会が主催するそのための講座の受講を必須とする。

(対象とする費用)

第5条 助成金の交付対象は次のとおりとする。

- (1) 運営に必要な消耗品等の購入
- (2) ボランティア活動保険
- (3) その他本会が必要と認めた経費

(種類と助成金)

第6条 助成金の種類は、活動費助成と新規開設準備費助成とする。

2 活動費助成は、実施回数及び形態によって異なり年に1度助成するものとし、継続団体については4月末日迄に申請し、新規申請団体については、提出された書類の内容を本会で協議検討し、助成可能と判断された場合は承認された月の翌月に助成する。

3 助成金額は次のとおりとする。

- (1) 新規開設準備費助成 20,000円
但し、新規開設準備金費の申請があった時に限る。
- (2) 活動費助成
月に1回実施 30,000円

月に2回以上実施 35,000円(原則)

※月4回以上実施団体においては運営状況により上限45,000円まで助成

(3) 食事提供を目的としたサロンについては上記の助成金額に10,000円を加算する。

但し、実施回数が年6回未満の場合は5,000円とする。

(4) 新規に開設する場合の活動費助成については以下のとおりとする。なお、助成を承認された月を開設月とする。

4月～9月の開設 30,000円又は35,000円(又は45,000円)

10月～12月の開設 2分の1(千円未満切り捨て)

1月～3月の開設 3分の1(千円未満切り捨て)

4 新規開設準備助成の支出は開設月の1ヶ月前までの領収証を有効とする。

但し、特別な事情がある場合はその限りではない。

5 助成金は交付年度内で使用し、次年度への繰越金が10,000円を超えた場合は、次年度に減額することがある。

但し、特別な理由がある場合や、本会の認める繰越金についてはその限りではない。

(登録及び申請)

第7条 助成金申請するものは、次の書類を提出し本事業へ登録することができる。

(1) ふれあいいきいきサロン事業申請書(様式1)

(2) サロンボランティア登録名簿(様式2)

(3) 収支予算書(様式3)

(4) ふれあいいきいきサロン実施予定表

(5) 団体の規約又はこれに類するもの(新規申請の場合)

(審査)

第8条 提出された申請書類について、内容等を審査の上、助成の可否を決定し、第1号から第3号に掲げる書類を申請者に通知する。

(1) 助成金交付決定通知

(2) 請求書(様式4)

(3) 請求書【新規開設準備費】(様式5) ※新規申請のみ

(助成金の交付)

第9条 助成が確定したサロンの代表者は請求書(様式4)を指定期日までに本会に提出する。

2 請求書が提出された後、本会の手続きを経て助成金を各団体の指定口座に入金する。

(事業報告)

第10条 助成を受けた団体は、事業終了後、本会が指定する期日までに次の書類を提出すること。

- (1) ふれあいいきいきサロン事業の報告書（様式6）
 - (2) 収支報告書（様式7）
 - (3) ふれあいいきいきサロン月別収支報告書（様式8）
- 2 毎月のサロン実施後、翌月の10日までに、ふれあいいきいきサロン月間活動報告書（様式9）を本会に提出する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項第3号但し書きについては平成30年4月1日からの適用とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行とする。